

第 6 回 宮崎県都市計画審議会専門委員会

日時：令和 7 年 11 月 10 日（月）

13：27～14：12

場所：宮崎県庁 5 号館 2 階 521 号室

午後 1 時 27 分開会

○事務局 時間が少し早いようですが、お集まりいただきましたので、ただいまから第 6 回宮崎県都市計画審議会専門委員会を開催いたします。

私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます都市計画課課長補佐の吉村でございます。よろしくお願いします。

本日の委員会におきましては、5 名の専門委員の皆様にご出席いただいております。環境分野の相馬委員と建築分野の中村委員におかれましては、用務の都合により本日は御欠席となっております。皆様、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、本日の委員会資料の確認をさせていただきます。お席にお配りしている資料は、まず、次第と委員名簿が記載された A 4 両面の資料、次に、本日の配席図、資料 1 としまして、「都市計画区域マスタープランの改定原案について」と書かれたパワーポイントスライド資料、資料 2－1 から 2－6 としまして、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（原案）」と書かれた県内 6 圏域分の資料、こちらは中部、東臼杵・西臼杵、北諸県、南那珂、西諸県及び児湯の 6 部の資料になります。資料 3 としまして、A 3 判の都市計画マスタープラン改定比較表となります。

また、県の都市計画に関する基本方針など、委員会に関する資料をとじ込んだ青色のドッチファイルと、都市計画審議会関係法令等をとじ込んだ黄色のファイルもお席に御準備しております。必要に応じて御参照ください。この 2 冊につきましては、会終了後、回収させていただきます。

お席に準備した資料は以上となりますが、不足などはございませんでしょうか。

それでは、早速本日の議事に移らせていただきます。ここからの議事進行は嶋本委員長をお願いしたいと思います。嶋本委員長、よろしくお願いいたします。

○嶋本委員長 承知しました。皆さん、こんにちは。それでは、次第に沿って議事を進めてまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

まず、事務局から、本日の委員会の進め方について説明をお願いいたします。

○事務局 都市計画課の出井です。本日の議事について御説明をさせていただきます。お手元にあります会議次第を御覧ください。

本日の議題は、「都市計画区域マスタープランの改定原案について」でございます。事務局におきまして、都市計画審議会及びこれまでの専門委員会での御意見、並びに先月実施

したパブリックコメントでの御意見等を踏まえて、都市計画区域マスタープランの改定原案を作成しましたので、その御説明をさせていただきます。

進め方としましては、まず1番目としまして、前回の専門委員会、審議会及びパブリックコメントや意見照会での御意見とその対応について、2番目としまして、区域区分（線引き制度）の決定の有無及び定める際の方針について、それぞれ説明をさせていただき、委員の皆様より御意見をいただきたいと思いますと考えております。

なお、本日の専門委員会でいただいた御意見を含め、これまで当専門委員会におきまして調査・検討をいただいた事項につきましては、来月開催の都市計画審議会におきまして御報告をさせていただく予定としております。

事務局からは以上となります。

○嶋本委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明のとおり議事を進めていきたいと思います。事務局から議題の説明をお願いいたします。

○事務局 都市計画課計画担当の浅尾です。都市計画区域マスタープランの改定について御説明いたします。

初めに、前回の振り返りとして、区域マスタープランの概要と改定スケジュールについて御説明いたします。

区域マスは、中長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにし、都市計画区域ごとの都市の基本的な方向性を示すもので、都市計画法第6条の2に基づき、県が定める計画です。

記載する主な内容は、都市計画の目標、区域区分の有無と定める際の方針、主要な都市計画の決定方針となっております。県や市町が策定するマスタープランに即した内容で、用途地域などの土地利用や道路などの都市施設といった個別の都市計画を定めます。

スクリーンに公表までの改定スケジュールを示しております。今回は第6回の専門委員会となります。これまでにいただいた意見についての事務局の考え方をお示した後、事務局で作成しました改定原案について御意見をいただきたいと思いますと考えております。また、前回の振り返りとなりますが、区域区分の決定の有無について事務局の考え方をお示します。今回、専門委員の皆様からいただいた御意見につきましては、12月に開催を予定しております都市計画審議会において、調査・検討結果を報告した後、区域マス改定原案として取りまとめ、国等との協議に臨みたいと考えております。

それでは、前回の専門委員会、審議会及びパブリックコメントと、各市町や出先機関等

の関係機関への意見照会においていただきました御意見とその対応方針について御説明いたします。

○事務局 まず、前回の第5回専門委員会でいただいた御意見についてです。いただきました御意見は、①防災都市づくりにおける道の駅の位置づけについて、②事前復興まちづくりにおける被害想定についてです。該当箇所としましては、第4章第5節と巻末資料になります。

まず、防災都市づくりにおける道の駅の位置づけについてです。

近年、防災道の駅など、道の駅の防災拠点としての機能が重要視されていることから、広域的な観点での道の駅の配置方針や整備方針を区域マスに位置づけることが望ましい。特に広域的な防災拠点としての防災道の駅の選定・整備について追記することが望ましいとの御意見をいただきました。

道の駅とは、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供や、地域振興に寄与することを目的に、24時間無料で利用できるトイレ等の休憩機能や、道路情報等の情報発信機能、観光レクリエーション施設等の地域連携機能を有した施設で、災害時には防災機能を発現します。その中でも、「道の駅都城N i Q L L」や「道の駅北川はゆま」のような防災道の駅に選定されると、防災拠点としての役割を果たすための重点的な支援を受けることができます。

いただいた御意見に対して、まず、現行区域マスにおける記載内容の確認を行いました。現行区域マスにおいては、第4章第5節の「防災都市づくりに関する方針」において、道の駅を含めた防災拠点の整備方針として、地域防災計画等と整合を図りながら機能強化を推進すること、施設の配置方針として、災害発生箇所や災害の種類・規模によって適切に配置し、円滑な災害対策活動を推進することを記載しています。

次に、関連する他計画での道の駅に関する位置づけの確認を行いました。宮崎県地域防災計画では、現在県内にある19の道の駅全てが道路空間を利用した防災拠点に位置づけられており、第2章第1節第1款の「道路等交通関係施設の整備と管理」に関する項目において、道路等の公共施設は、災害時の被害を最小限にとどめるための安全性の確保や被害軽減のための施策を実施する必要があるとされており、道の駅においても防災機能の強化に努めるよう記載されています。

また、宮崎県新広域道路交通計画においても、道の駅を防災拠点化し、防災機能強化を図る旨記載されており、特に「道の駅都城」「くしま」「北川はゆま」は、広域的な復興・

復旧活動拠点としての重要な役割を持つ施設に位置づけられています。

区域マスはまちづくりの基本方針を定めるものであり、道の駅の半分以上が都市計画区域外にあります。また、道の駅の配置・整備方針に関する詳細は、防災や道路機能に特化した計画に位置づけられることが望ましく、防災道の駅の選定要件の一つとなっている地域防災計画や新広域道路交通計画において、道の駅の防災拠点としての位置づけや防災機能の強化等の整備方針が既に記載されていることから、区域マスにおける道の駅に関する位置づけは、現行内容で十分であると考え、変更は行わないこととし、今後も地域防災計画等他計画と連携しながら、道の駅を含めた防災拠点の配置・整備を行うこととします。

次に、2つ目の御意見についてです。

事前復興まちづくりにおける被害想定については、沿岸部の南海トラフ巨大地震や河川の氾濫だけではなく、新燃岳などの火山による被害も記載してもらいたいとの御意見をいただきました。

現行の北諸県圏域・西諸県圏域の区域マスでは、第2章第2節の圏域における都市づくりの基本方向において、圏域の課題として、霧島山系による火山災害などに対して、被害を防止・軽減するために、災害リスクの分析・評価などに基づいた災害に強い都市づくりが求められていることを記載しています。

現行区域マスの記載も踏まえ、今回巻末資料に追加する事前復興まちづくりにおいても、背景部分の、本県において甚大な被害が想定される災害として、霧島山系による火山災害を明記します。

前回の専門委員会でもいただいた御意見に対する県の考え方とその対応についての説明は以上となります。

次に、8月に開催しました第158回都市計画審議会でもいただいた御意見についてです。いただきました御意見は、①都市計画区域外も含めた流域治水の図面の追加について、②流域治水に関する住民の取組の追加について、③事前復興まちづくり計画における多様な主体の連携についてです。該当箇所としましては、第4章第5節となります。

まず、1つ目の御意見についてです。

流域治水の取組は、都市計画区域内外関係なく実施するものであることから、流域全体が分かるような図面の追加を検討してもらいたいとの御意見をいただいております。

この御意見に対する事務局の考え方を赤枠に示しております。区域マスでは第4章第5節に、流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」の取組を推進することを

記載しています。より流域全体での取組であることが明確になるよう、各圏域に関する流域治水の取組図を追加することとします。

御意見①について、第4章第5節の豪雨及び土砂災害に関する基本方針に、スライドに示しますような流域治水に関する取組図を追加することとします。また、区域マス素案に対しての関係各課への意見照会にて、河川課より取組図に記載する河川について意見があったことから、取組図へは全ての一級河川及び二級河川を示すこととしています。

2つ目の御意見についてです。

現行区域マス改定案においては、流域治水に関する取組例として、住民が取り組む事項についても追記してもらいたいとの御意見をいただいております。

この御意見に対する事務局の考え方を赤枠に示しております。区域マスでは第4章第5節に、流域治水の取組例として特定都市河川の指定のみを追加しています。流域治水は官民が連携して取り組む必要があることから、住民による取組を推進するため、住民が取り組む事項について追記することとします。

御意見②について、第4章第5節の豪雨及び土砂災害に関する基本方針に、流域治水の取組の官民連携の部分が強調されるよう、あらゆる関係者の具体的な例として「住民や民間事業者、河川管理者等」を追加することとします。また、一般住民の取組例として、特定都市河川の指定に加えて、「雨水貯留浸透施設の整備等による流域における貯留機能の整備・保全」を追加することとします。

次に、3つ目の御意見についてです。

事前復興まちづくり計画に関して、各企業も災害時の復旧・復興計画を立てていると考えられるため、区域マスの記載の中に企業も明示してもらいたいとの御意見をいただいております。

この御意見に対しては、被災後を見据えて、企業・事業者との情報共有や連携を早期に取り組む必要があるため、事前復興まちづくり計画の検討を進める県民・市町・県などの多様な主体の中に「事業者」を明示します。

御意見③について、事前復興まちづくり計画に関して、県の方針を第4章第5節の「防災都市づくりに関する方針」の基本方針に追加します。事前復興まちづくり計画の検討を進める県民・市町・県など多様な主体に「事業者」を追加します。

前回の審議会でもいただいた御意見に対する県の考え方とその対応についての説明は、以上となります。

○**嶋本委員長** それでは、ただいまの事務局からの御説明に関しまして、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。御質問、御意見はございませんか。

○**A委員** 検討いただきありがとうございます。道の駅の件は私が質問しておりますので、この件について質問といいますか、意見を出したいと思います。

道の駅の件ですけれども、もう既に書かれていることであるということと、特に問題にしたのは、防災道の駅の特性ということ踏まえた中で、今回の記載でいいのだろうかということでありました。

防災道の駅というのは、普通の道の駅とは違って、指定を受けるに当たっては、県が国に、ここにしてくれという形で、広域的視点でこの位置決めをしているということであります。既に広域的な考え方が入っている中で、ほかの道の駅は市町村が国交省に申請して認定を受けていると。防災道の駅は初めから県が決めているという中で、それを広域的な観点で位置づけるのは、本来、防災道の駅制度を考えれば、それは広域的な視点という形で書き込むのが必要ではないのかというところであります。

先ほど都市計画と防災計画の関係の話が出ましたけれども、確かに上位計画ではないけれども、空間的な概念と機能的な概念の違いで、空間はまさに覆う形であるわけです。空間的なものを伴っている防災道の駅ですので、広域という空間が入っていますので、これをあえて入れないということに関してどういうことなのかということは、県が最終的に決めますから、これは私の意見で、県が最終的にこれは責任を持ちますので、これについては考える必要があるのではないのかという点があります。

ただ、道の駅制度自身にも問題があります。防災道の駅の制度をつくるときに、私も委員として国交省道路局で議論に関わらせていただきましたが、その中の問題点として、道の駅というのは法律に基づいた制度ではないということがあります。だからこそ都市計画上でしっかり位置づけてその機能をしっかり果たしていくというのが、地域づくりや地域計画上重要ではないかという議論もしております。

その中で、今回、防災道の駅は、それは同じでいいんですよということであります。この判断については県が最終的に決めますけれども、それでいいのだろうかということは議事録にぜひ残していただきたいと思います。以上です。

○**嶋本委員長** 事務局から回答をお願いします。

○**事務局** 県と国の広域道路交通計画というのがありまして、今議論させていただいているのは都市計画のマスタープランですけれども、防災道の駅の選定要件というのがありま

して、例えば自衛隊や TEC-FORCE（テックフォース）が来ることを考えると、駐車場は広くなければいけないということで、前のスライドにお示ししていますけれども、災害時の支援活動に必要なスペースとして 2,500 平米以上等の要件がある中で、まず、広域道路交通計画を国と県が策定することになっています。ここに防災面で広域的な拠点となるべき道の駅がここですよというのを示すことになっているというのが、防災道の駅の要件になっています。

こちらは県がつくっている新広域道路交通計画の抜粋になりますが、特に「都城」「北川はゆま」「くしま」、こういうところは復旧活動拠点として重要な役割を担いますということで、これは道路建設課の所管になりますが、県としてもこういう書き方をさせていたでいてるところです。

この中で、「くしま」は今のところインターから離れていることもあって、優先順位がまだというところはあると思いますが、必要に応じてこの交通計画についても見直しをしていながら、必要な箇所を整備していくと伺っておりますので、そちらと連携を図りながらということで今回は事務局のお答えとさせていただいたところでございます。以上です。

〇A委員 空間計画上は位置づけしないという理解でよろしいですか。都市計画の空間計画上の意味があって、その面で必要ではないかと。機能計画は分かるんです。それは当然入っている。空間計画としての位置づけというので、本来そこは相互補完なので、その上で同じ道の駅と言っている中にそこに触れないというのは、空間計画としていかなものかという質問です。

〇事務局 現行の区域マスでいくと、防災道の駅という名称はないにしても、防災面で災害発生場所や災害の種類に応じて活動を推進していきますということをうたわせていただいているというところで、これ以上書くということは、道の駅以外に道路やいろいろな施設を書かせていただいている中で、そことのバランスも考慮した上でいろいろ検討はしたのですけれども変更はしないというところです。

〇A委員 分かりました。ありがとうございます。

〇嶋本委員長 そのほか、御意見、御質問等ございますでしょうか。

〇B委員 スライドで説明していただいた流域治水の図と、今日資料で配られているA4判の流域治水の図は、どちらが本物で出ていくのでしょうか。手元にある資料は川の支流が入っていない図になっていて、これだと流域の図になっていないと。スライドはなっていますけれども。

○事務局 スライドのほうが最終版です。今お配りしているというのはどの資料になりますか。

○B委員 私が見ているのが、資料2-1の原案。

○事務局 スライドに映っているのが最終版ということで、申し訳ございません。

○B委員 これは差し替えられるということですね。

○事務局 はい。

○B委員 分かりました。それともう1点、第5節、防災都市づくりに関する方針ということで、事前復興という言葉がたびたび出てきます。それで、第4章第5節の「2. 防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針」の(2)で、「市町は、おおむね5年ごとに実施する都市計画基礎調査等を活用して、津波・河川（内水）浸水区域や密集市街地等の防災上問題がある地域を的確に把握し、必要に応じて都市計画を見直すことが必要です」とうたわれていますが、例えば宮崎市では、宮崎港の近辺、JR宮崎駅から東側は、今、道路整備が進められている一方で、あそこは浸水域で、住宅が密集しているところでもあって、あの道路計画自体は相当前の道路計画を踏襲しているものだと思います。

お聞きしたいポイントは、この中身にこういうことが書かれているけれども、これがどのくらいこの方針に沿って実施されているのだろうか。ここでいろいろ議論してこういうものをつくり上げていくけれども、それが本当に都市づくりやまちづくりに生かされているのかなと非常に疑問を感じるところがあって、ここで言うことなのか、こういう意見が専門委員会でありましたというのを審議会に挙げていただいてそこで言ってもらえるのか、それは事務局にお任せしますが、その実態があってないようなところが結構宮崎市でもあるし、沿岸市町村も多分あるかなと。5年ごとに書かれているにもかかわらず、何年前の計画を引きずってやっているんですかというところが気になるので、ここを変えてください、あるいは書き込んでください、もっと強く言ってくださいという言い方もあるのかもしれないけれども、そのあたりの実態をどういうふうに我々は理解してこの委員会なり会議で物事を考えればいいのか。

○事務局 今のお話は、34ページの(2)都市構造の強化に関する方針の丸ポツ1つ目のところだと思われます。ここで書いてある都市計画基礎調査というのが、5年ごとに国勢調査で人口とか商工業の今後の見通しを推計するというのが一つあります。今お話に出ました宮崎駅の東側のエリアは津波で浸水するエリアになっています。5年ごとに例えば道路整備の計画を見直していくというところですが、東日本大震災が2011年に

起こっていますので、今ちょうど14年くらい経過しています。その当時、おそらくいろいろな区画整理事業や街路事業が動いていた中で、市の行政、県の行政としてどこまでやるのかやめないのかという極論はあるかと思います。ただ、そこが5年ごとに見直しがなかなかできていないところは実際あるかと思います。津波に関しては、先月10月9日に津波災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンをうちの課のほうで指定したところでございます。将来的には、イエローゾーンの次にレッドゾーンというやり方もありますが、まずはイエローゾーンを指定させていただいた上で、人口も高度成長期以降だんだん減ってくるという見通しがありますので、人口減少、津波の警戒区域というところを踏まえながら、どういうまちづくりにしていくかというところを、今回、事前復興まちづくり計画の考え方を細かく書かせていただきましたが、その事前復興まちづくり計画を、例えば大卒のビジョンとか住民の皆さんや事業者の方々と話す中で、将来的にどこに住居や工業を持っていくかというところを、行政が勝手に決めていくというよりは、皆さんでまちづくりを考えていこうというところから始まっていくのかなと。

ですので、5年ごとにと確かに書かせていただいておりますが、津波などの災害を踏まえると、一朝一夕にはできないところもあるし、十分に議論を重ねる必要があるのかなと。今回、巻末に追加させていただいた事前復興まちづくりの観点で、各市町さんで温度差はあるかもしれないですけども、来年ぐらいから動き出そうとしているところもありますので、そういったところから少しずつ進めていくというところなのかなと考えております。確かに5年ごとに実際にちゃんと見直しをしているのかと言われると、今そういうところに向けて動き出しているというお答えになるかと思います。

OB委員 ありがとうございます。34ページの(2)の一番最初の丸のところ、「市町は」ということで、必要に応じて都市計画を見直すことが必要であると県としては考えていますということですね。これは県が必要だと考えているということですよね。誰が必要だと考えているのですか。

○事務局 県が必要だと考えているということです。

OB委員 必要ですというのは、県がそれを求めている。市町にそういうまちづくりをしてくれということを、必要だからということで求めるわけですね。

その次に「県は」となって、「広域的な観点からその取組を支援するとともに」ということは、市町から要望があれば支援しますということですね。例えば事前復興とか事前復興まちづくりを県として積極的に動かしていきますという位置づけになっているというの

は、この文言からは読めない。宮崎県がどう考えているかというところもありますが、積極的にあまりやりたくないですと宮崎県は考えているのか。宮崎県はそれぞれの市町に積極的にそういう動きをしてくださいというふうに考えてこの文章があるのか。どちらなのかがよく分からない。宮崎県のスタンスは一体どこにあるんだ。どうなっているのかと。ちょっと読めないところがあるので、県としてはこう考えていますというようなスタンスが見える文章のほうが市町も動きやすいのではないかと感じたところで、私からすると、この文章ではスタンスが見えない内容になっているということです。以上です。

○嶋本委員長 ということですが、いかがでしょうか。もしかしたら文章の修正ということかもしれません。県からお願いします。

○事務局 今、私も津波に関してのお話しかさせていたideいませんですが、ここに書いてある防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針というところは、津波だけではなくて洪水や火山、いろんな災害を想定した全体的な方針を書かせていただいていますので、津波に関しては巻末に追加をさせていただいて、市町と一緒にやっていくということも書かせていただいている中で、いろんな災害を想定したときにこの書きぶりでもいいかどうかというところは、事務局のほうで再度検討させていただくということでよろしいでしょうか。

○B委員 分かりました。

○嶋本委員長 ありがとうございます。そのほか、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

まだ事務局から説明する内容があるとのことですので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きの説明をさせていただきます。スライドの18ページになります。

県民及び関係機関の意見を反映するために、これまで実施してまいりましたパブリックコメント及び関係機関への意見照会にて出た御意見について御説明いたします。

まず、パブリックコメントについてですが、令和7年9月22日から10月22日の1か月間、区域マス改定素案に対する御意見を募集しましたが、御意見の提出はありませんでした。

次に、関係機関への意見照会についてです。

関係機関への意見照会は、区域マス改定作業前に1回、区域マス案に対して2回の計3回、スライドに記載する都市計画を有する19市町、各土木事務所、各農林振興局及び県庁

関係各課を対象に行いました。意見照会の結果、道路や河川等の整備予定箇所の更新や、工業、流通業務等の各拠点の更新、公共交通機関の利用促進の追加や市街地における住宅整備の方針、空き家等の住宅施策に関することなどについて御意見がありました。それぞれの御意見に対して内容を精査し、必要に応じて区域マスへの反映を行いました。

最後に、これまでも説明している内容になりますが、区域区分（線引き制度）の決定の有無について御説明いたします。

宮崎広域都市計画区域、日向延岡新産業都市計画区域については、引き続き区域区分を維持することとします。また、その他の都市計画区域についても、引き続き区域区分を設定しない方針とします。

このことについて審議会では、企業を誘致するための土地の不足や、沿岸部に立地する企業の安全な場所への移転先がない等の課題がある。区域区分（線引き制度）の適用について、もう少し柔軟になるべきではないかという御意見をいただきました。

事務局の回答としましては、市街化調整区域は、整った農地を保全する必要があり、調整区域をなくすと建物が建ち、インフラの整備等も必要になる。工業用地不足の課題については、調整区域に地区計画を打つ等の方法がある。線引きの廃止については、市町と十分に協議しながら慎重に検討していく必要があるため、今後も引き続き、区域区分（線引き制度）は維持する方針であることをお示ししたところ、承認いただきました。

また、別の御意見で、区域区分は人口増加を前提とした手段だと認識している。人口減少の中で区域区分とは別の考え方が必要になるのではという御意見をいただきまして、事務局からの回答としましては、人口減少の中、市街化区域もまばらになりつつあり、立地適正化計画でも示すように、より集約された都市を目指すコンパクト・プラス・ネットワークという考え方が重要になるとお示しし、承認していただいたところです。この方針については、現在、国土交通省や農林水産省との協議を並行して行っているところです。

以上が、今回の第6回専門委員会における都市計画区域マスタープランの改定原案についての事務局からの説明となります。

○嶋本委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただいた部分、あるいはそれ以前の部分でも結構ですので、ほかに御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

特によろしいですか。

では、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 特にありません。

○嶋本委員長 それでは、意見は大体出尽くしたと思います。本日いただいた御意見につきましては、事務局のほうで対応の検討をお願いいたします。検討結果につきましては、委員長として私のほうで確認させていただいた上で、来月の都市計画審議会にて報告したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○嶋本委員長 ありがとうございます。

以上で本日の議事は終了となりました。事務局にマイクをお返ししたいと思います。

○事務局 嶋本委員長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、活発な御意見をありがとうございました。本日をもって、当専門委員会における都市計画区域マスタープランの改定についての調査・検討を終えることになります。専門委員の皆様には、一昨年より清武南準都市計画区域の検討を含め、長期間にわたり御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

最後に、事務局を代表しまして、都市計画課長の村岡より一言お礼の御挨拶を申し上げます。

○村岡都市計画課長 改めまして、都市計画課長の村岡でございます。委員の皆様方には、お忙しい中、委員会に御出席いただきまして、また御意見、御助言を賜りました。ありがとうございます。

本日の第6回の専門委員会をもちまして、昨年より着手しておりました都市計画区域マスタープランの改定についての調査・検討を終えることとなります。一昨年より、準都市計画区域の指定の要否及び今回の都市計画区域マスタープランの改定について、調査・検討を行ってまいりましたが、この間、委員の皆様からは、それぞれの専門的なお立場から多大な御指導、御鞭撻をいただきました。

おかげをもちまして、準都市計画区域の指定につきましては、本年5月に告示を終えまして、また、都市計画区域マスタープランの改定の原案につきましても、本日いただきました御意見に対する検討が一部残ってはおりますが、おおむね取りまとめることができました。改めてお礼を申し上げます。

今後の予定でございますが、本日いただいた御意見に対する対応を嶋本委員長に御確認いただきました上で、来月12月19日に開催を予定しております都市計画審議会に改定原案と経過の報告をさせていただくこととしております。さらに、国との本格的な協議を経まして、来年3月予定の都市計画審議会に諮問した後に、来年6月頃の公表を目標に今後

の作業を進めてまいりたいと考えております。

嶋本委員長をはじめ委員の皆様方には、これまで御協力いただきましたことにつきまして、深くお礼を申し上げます。

最後になりますが、皆様のますますの御健勝と御発展を祈念申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。本日まで本当にありがとうございました。

○事務局 それでは、これにて第6回宮崎県都市計画審議会専門委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後2時12分閉会